

事業活動報告 NO. 1

ICTを活用した教育改善モデルの紹介

ICTを活用した教育改善モデルの研究成果を広く理解いただくため、本協会ホームページに平成24年度より掲載の大学教育への提言「未知の時代を切り拓く教育とICT活用」の2章に掲載の31分野に亘る教育改善モデルの考察結果を抜粋して紹介しています。

本章では、未来を切り拓く若者の育成を学士課程教育でどのように実現することが望ましいか、5年先を目指し専攻分野ごとに理想的な教育の仕組みを迫及した改善モデルの構想を提案することにした。構想の基調は、これまでの教員主導による授業の在り方を振り返り、学生が主体的に授業に取り組み、達成感や自信を培うことができるよう学生本位の学修の仕組み作りを目指した。そのため、提案している授業改善モデルの実現には、教員の個人的努力では対応できない教学・経営管理面での課題が山積しており、理事長、学長、学部長などのガバナンスの決断が求められる。このような背景から本章は、大学ガバナンスに関係される方々を中心に、学士力の実現に向けた教育現場からの課題を理解いただけるように努めた。

ここに紹介する教育改善モデルは、専攻分野における学士力の到達目標の一部を実現するための授業を構想したものであり全てではない。医学、歯学、薬学、看護学を除く27分野の学士力は本協会でも考察したものであり、医療系の学士力はモデル・コア・カリキュラムによった。本モデルの構成は、第1節が「分野別教育における学士力の考察」、第2節が「到達目標の一部を実現するための教育改善モデル」、第3節が「改善モデルに必要な教育力、FD活動と課題」とし、学士力から改善授業のモデル、教員の教育力、FD活動、大学の課題と体系的に考察を試みた。以下に、モデルの考察に際して特に配慮した点を掲げる。

- ① 就職活動による学修期間の短縮問題は、経済界の自主努力で改善されることが期待できるとした。
- ② ゆとり教育による学力低下問題は、平成24年度に中学校、25年度から高校で新学習指導要領に基づく課題探求型の学習と自己との関連付けの学習が徹底されることで、今後改善が期待できるとした。
- ③ 「未知の時代を切り拓く能力」を大学教育として提供できるようにすることが喫緊の課題であるとした。
- ④ 教養科目と専門科目、専門基礎と専門応用の科目の統合を促進するとともに、授業科目を体系化・総合化するなど、教員間で連携したチームによる学修を組織的に取り入れる必要があるとした。
- ⑤ 授業科目が多く事前・事後学修時間の確保が困難、統合授業など教員間での調整が必要とした。
- ⑥ 学生が自らの問題として授業を受けとめ主体的に学修する理想的な仕組みを創り出すことにした。
- ⑦ 学修成果を質保証するために卒業試験、卒業論文などの出口管理の厳格化、客観的な到達度評価の基準を作る必要があるとした。また、卒業までに学修成果を確実に修得できるよう学修ポートフォリオで不足している能力を洗い出し、大学が個々の学生に学修支援する仕組みを設けることが不可欠とした。
- ⑧ 本モデルは、「未知の時代を切り拓く能力」を大学教育として提供できるように、教育改善全般に亘り構想するものであり、教室での対面授業を基本とする中で必要に応じてICTを用いることにした。
- ⑨ 教育改善のイメージとしては、「教員の授業以外にICTを活用して社会や世界の学識者と協力して学べるようにする」、「グループによる学び合いを学修支援システムで展開する他、学修成果を学内外で発表・講評し、学修成果の振り返りを繰り返す中で学修の通用性を体験させる」、「学生目線でグループ学修の相談・助言を学内LAN上で支援する」、「不足する基礎知識を履修後も教員間の連携により学内LAN上で卒業までの期間を通じて定着・発展させる」、「学外教員による口頭試問の外部評価試験」などとした。
- ⑩ 教育改善モデルの実現性を高めるため、教員に期待される教育力を考察した。専攻分野における教員の姿勢、高度な知識、経験の視点から専門性を整理した上で、改善モデルに求められる特徴的な教育力を抽出し、その上で教育力を高めるFD活動とFD活動活性化に求められる大学の課題を整理した。

法学分野

第1節 法学教育における学士力の考察

法は人間の社会生活が円滑に行われるためのルールであり、法によって、社会の秩序が保たれ、その健全な発展が担保される。科学技術が急速に発展しグローバル化が急激に進行する現代において、社会における紛争を解決し、社会を健全に発展させていくために法の果たす役割はますます重要となっている。学部の法学教育は、これらの課題に応え得る基礎学力を修得させる使命を担っている。

この基礎学力としては、第一に「法的な基礎知識を『確実に』身につけさせる」ことが必要である。法的知識を教授することは、我が国の伝統的な法学教育の主たる目標であった。しかし、ともすれば、与えられた知識は単なる記憶上の知識にとどまってきた。知識は、単なる記憶にとどまるものであってはならず、「確実に」利用できるものでなければならない。第二に「事案に法ルールを適用して妥当な問題解決をする」基礎的能力が必要である。すなわち、事例問題においてどのように法の適用を行い、問題を解決することができるか、自ら推論し、表現する能力を有しなければならない。この能力は法律の専門職に進むための基礎学力としても必要であるが、法律にとどまらず社会の様々な分野で活躍していくために求められる社会生活の基礎力として極めて有効である。第三に法を分析的に見る能力と法政策立案の基礎能力が必要である。法を学ぶ際には、一方において、存在する法の基礎にある原理を理解するように努めるべきであり、広い視野から法という対象を分析的に見ることが要請される。他方において、紛争の事後的解決ばかりでなく、事前に紛争が起こらないように予防する、あるいは、よりよい社会的状態を実現することを目指して、法を活用した施策を立案するという課題に取り組むことが要請される。

これらの目標を達成するためには、法学教育の授業方法の改善が図られなければならない。特に、受動的な授業から能動的・参加型の授業に転換することが求められる。さらに法律は、様々な分野に亘る問題解決と施策立案の手段として利用されるべきものであるから、分野を越えて、他の学門への展開及び他の学問の視点や方法の導入、またはそれらとの協働・融合が求められる。

そこで、法学教育における学士力の到達目標として、以下の三点を考察した。

第一に法に関する基本的知識として、法の全体像を把握し、主要な実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義で説明できること、第二に法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見出し、その理由を説明できること、第三に法の基礎にある原理を理解して、広い視野から、法を分析的に見ることができる。また、法的知識を活用して、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案して説明することができることとした。

【到達目標】

- 1 法に関する基本的知識として、法の全体像を把握し、主要な実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義で説明できる。

法学士は、法に関する知識を修得していなければならない。大学4年間で学生が修得すべき知識は、法に関する基本的知識である。それは、法全体に関する知識と個々の実定法に関する知識とからなる。法学士は、法の全体像を把握し、そのもとに、個々の法的知識を整理して把握する必要がある。個々の法的知識としては、実定法の条文として現れている法的諸ルールと法を構成する主要な法的諸概念とである。法学士は、これらの法ルールや法概念の意味を理解していなければならない。意味をよく理解しているときは、他の人々にそれを説明できることから、主要な法的ルールや概念を、実例を挙げて、他の人々に分かりやすく説明することができなければならない。

【コア・カリキュラムのイメージ】

法学入門、憲法、民法、刑法、商法・会社法、民事訴訟法・刑事訴訟法、行政法、労働法、経済法、税法、知的財産権法、情報法、消費者法、環境法、国際関係法（公法・私法）など

【到達度】

- ① 法の全体像のもとで、個々の法とそれらの相互関係を体系的に位置付けて理解できる。
- ② 主要な実定法について、それを構成する法ルール及び法律概念を相互に関係付けて理解できる。
- ③ 幾つかの法領域について、その内容を体系的かつ具体的に把握できる。

【測定方法】

- ①は、法の体系図、構造図などを書かせることにより確認する。
- ②は、法ルールや法律概念の基本的内容を定義及び具体例で示させた上、相互比較させることにより確認する。
- ③は、ゼミナールや演習のレポート・論文や口頭試問あるいはグループ討論の評価などにより確認する。

【到達目標】

- 2 法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見出し、その理由を説明できる。**

法学士は、法を適用して法的問題を解決する能力を有していなければならない。法は、社会における紛争に適用してそれを根拠として問題を解決するために存在する。法の適用による問題解決は、裁判や行政や契約などの様々な場面において実際に行われるが、法学士は、実際に問題解決をすることまでは求められないにしても、事例問題においてどのように法の適用を行い、問題を解決することができるか、自ら推論する能力を有していなければならない。この法の適用による問題解決は、次の四つの過程から構成されている。すなわち、第一に事例問題の事実がどのようなものであるか、事実の概要を客観的に把握すること、第二にこの事実を法的に解決するために適用すべき法ルールを法典、判例集や注釈書などから、法データベースをも用いて見つけ出し、その意味を理解し、必要があれば解釈を行うこと、第三に発見した法ルールを把握された事実当てはめて妥当な法的解決策を見出すこと、そして、第四にその解決がなぜに法的に正しいか、その理由を説明することから構成される。したがって、法学士力はこれらの能力を含むものでなければならない。

【コア・カリキュラムのイメージ】

到達目標1のコア・カリキュラムに加えて、法情報調査（リーガル・リサーチ）、法文書作成（リーガル・ライティング）、法学方法論（リーガル・メソッド）、公法事例演習、民事法事例演習、刑事法事例演習、模擬裁判など

【到達度】

- ① 法的に解決すべき事例問題を分析し、事実の概要を整理して示すことができる。
- ② 法律、判例、学説などを調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができる。
- ③ 法ルールを事例問題の事実関係に適用し、法の解釈を行い、妥当な結論を導き出すことができる。

【測定方法】

- ①～③は、典型的な事例問題について、六法または教科書、参考書、判例などを参照して解決案を提示させて確認する。また、現実の事例問題については、教員などの専門家のアドバイスのもと、学生同士の議論を通じて、または単独で解決案を提示させて確認する。

【到達目標】

- 3** 法の基礎にある原理を理解して、広い視野から、法を分析的に見ることができる。また、法的知識を活用して、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案して説明することができる。

第一文は、法を分析的に見る能力の視点から、そして第二文は、法政策立案の能力の視点から法学士力を述べている。法を学ぶ際には、単に実定法の存在形態を把握することだけを目標とするべきではなく、存在する法の基礎にある原理を理解するように努めるべきである。法の基礎にある原理は、法哲学、法社会学、法社会学、比較法学、法政策学、法と経済学、法情報学などの諸基礎法学の様々な観点及び方法で考察されている。法学士は、基礎法の、少なくとも一つまたは二つの、できればより多くの観点及び方法を学んで、より広い視野から法という対象を分析的に見ることが要請される。これまでの法学が紛争を事後的に解決するための手段としての法の役割を重視してきたのに対して、これからの法学は、事前に紛争が起こらないように予防する、あるいは、よりよい社会的状態の実現することをも目指して、法を活用した施策を立案するという未来志向的な役割も重視していかなければならない。したがって、法学教育の実現すべき目標としての法学士力には、法的知識を活用して、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案して説明する能力も含まれるべきである。

【コア・カリキュラムのイメージ】

法哲学、法社会学、比較法、外国法、法史学、法情報学、刑事学、行政学、政治学、法と経済学、法学、法律案作成演習、公共政策、都市・地域計画など

【到達度】

- ① 基礎法・法学関連科目のいずれか一科目以上の基礎知識を理解し説明できる。
- ② 具体的な問題について、①の知識を応用して分析的に考察し、意見を述べることができる。
- ③ 個人、家庭または地域社会ならびに企業、団体または政府機関などにおいて起こりうる法的紛争を回避するためのプランを立案して説明することができる。
- ④ 生活や社会をさらに発展させるために法律知識を活用した計画案を作成できる。

【測定方法】

- ①と②は、学生が興味を持っているテーマについて、レポートまたは論文などを提出させ、学んだ知識を生かして法の原理を踏まえた分析的な考察がなされているかどうかで確認する。
- ③は、事例を示して、起こりうる紛争を予測させ、それを回避または最小化する施策を提示させることで確認する。
- ④は、発展目標を提示させ、法的手段を用いたその実現策を提案し、理由を説明させることで確認する。

第2節 到達目標の一部を実現するための教育改善モデル

法学教育における教育改善モデル【1】

上記到達目標の内、「法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見出し、その理由を説明できる」を実現するための教育改善モデルを提案する。

1. 到達度として学生が身につける能力

- ① 法的に解決すべき事例問題を分析し、事実の概要を整理して示すことができる。
 - ・ 法的問題解決過程の一定の共通の枠組みと構造を理解する。
- ② 法律、判例、学説などを調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができる。

- ・分析した事例問題を解決するために適用できる法ルールを見つけることができる。
 - ・法律、判例、学説などを調査して、各当事者の請求の法的根拠を発見する。
- ③ 法ルールを事例問題の事実関係に適用し、法の解釈を行い、妥当な結論を導き出すことができる。
- ・自己の主張を論証するとともに、相手の主張を論駁する法律論争を行うことができる。

2. 改善モデルの授業のデザイン

2.1 授業のねらい

法学教育の基本目標が、学生に法的思考力と表現力を身につけさせることにあることは、異論のないところである。しかし、学生にこの能力を実際にしっかりと身につけさせることは容易ではない。ここで提案する授業は、法的思考と表現方法を自覚的に学修する基礎教育を目指す。すなわち、法的問題解決の考え方（法的三段論法、反証推論など）を理解させ、それらを用いて問題解決する実践力を身につけさせる。

2.2 授業の仕組み

この授業は、初年次を想定しているが、授業終了後においても実定法科目との連携の中で学びの成果を実践的に活用できるよう、ネット上に学びの場を設定しておく。さらに、基礎法と実定法の教員が連携して学生の理解度を自己申告表などで検証し、それに応じた指導を行う。そのためのプラットフォーム*を用意しておく。

2.3 授業にICT*を活用したシナリオ

以下に授業シナリオの一例を紹介する。

本授業は、①映像を使って法的係争事例とその解決課題を示す導入部分、②対話型授業及びプレゼンテーションなどを用いた法と法適用の基本の解説、③事例問題解決を通じて法的思考と表現の基本的能力を修得する演習、④サイバー模擬法廷を用いた実践的能力の修得の四つから構成される。

これらの全体を通して、ネット上に教材を前もって掲載し、ビジュアルな講義内容の提示を行い、電子メール、電子掲示板などを活用する。授業終了後も、必要に応じて、法の一般的構造や考え方を教える基礎法の教員と具体的法的知識や問題解決の仕方を教える実定法の教員が連携して指導する上記プラットフォーム上で、本授業の振り返りを行うとともに、実定法の事例演習において、学生を支援する。

2.4 授業にICTを活用した学修内容・方法

以下に学修内容・方法の一例を紹介する。

- ① 導入部分では、紛争の法的解決とは何かを直感的に理解させるため、ビデオ事例を用いるとともに、本授業の目的と意義ならびに構造を理解させる（図の①）。
- ② 次に、対話形式の授業、プレゼンテーション、電子掲示板、電子メールなどを用いた課題の設定と解説を行い、法的問題解決の原理と方法を示すことにより、法的思考と表現の枠組みを学生に付与する（図の②）。
- ③ さらに、上記の手法を具体的事例問題の法的解決に応用するための演習を行う。

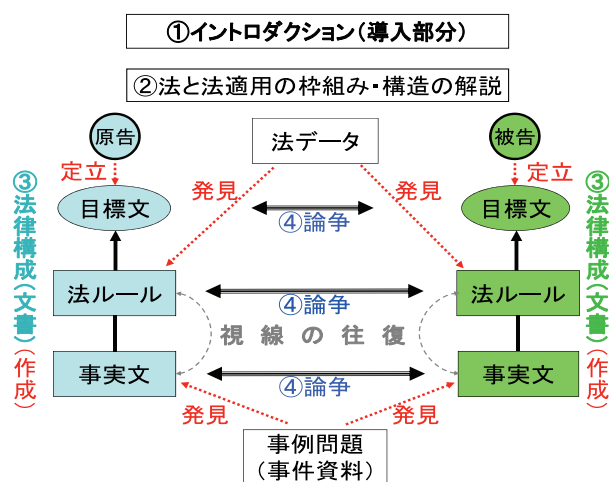


図 事例に基づく法的思考力と表現力の学修

ここでは、法的解決に向けた具体的手順として、適用法の発見のための法情報調査を行った上、原告の立場に立った法律構成と被告の立場からの法律構成の双方を実際に立論させ、文書に表現させる（図の③）。

- ④ 上記立論に基づいて、時間の許す限りサイバー模擬法廷上で論争を行う。すなわち、原告の再反論と被告の再々反論などを行う（図の④）。

上記作業に当たっては、模擬裁判の進行経過に応じて、原告側、被告側の各学生に法律構成の文書を作成させ、教員ないしファシリテーター*がこれを繰り返しチェックすることにより、適切な法律構成の思考能力及び表現能力を修得できるようにする。また、実際に弁論させることにより、プレゼンテーション能力も併せて涵養する。

本授業は、法的思考と表現の基礎を学ぶが、それが実定法の授業において生かされることを期待している。この授業において修得した原理的知識及び思考・表現力は、民法をはじめとする多くの実定法の授業の中で実践・検証・活用し、振り返るべきである。そのために、教育クラウドのような枠組みのシステムを実定法の教員とともに、構築することが望まれる。

2.5 授業にICTを活用して期待される効果

- ① リアリティの高い映像事例を素材とすることで、学生の興味・関心を引き出し、生の事実から法的に意味のある事実を見つけ出す能力を開発するのに役立つ。
- ② eラーニング*を有効利用することによって、繰り返しの学修が可能になる。
- ③ 原告または被告に分けて立論し、これをサイバー模擬法廷において論争させることで、法的思考力と表現力を効果的に学修することができる。

2.6 授業にICTを活用した学修環境

- ① 法学教育支援システム、電子掲示板、法律知識ベースシステム、法的論争支援システムなどが必要である。
- ② 電子掲示板をサイバー模擬法廷上の論争に効果的に活用するために、電子掲示板を改良し、学生の論争の評価を学生が入力して集計できることが必要になる。
- ③ 学生が自らの理解度をネット上で検証するためのシステムが必要である。

3. 改善モデルの授業の点検・評価・改善

この授業の評価は、学生及び複数の教員チームによる評価を中心とする。学生による評価はアンケートによる。授業終了時の評価ばかりでなく、授業の途中段階でも行う。さらに、授業終了後1年、2年及び3年を経た学生、そして卒業生による評価を行う。教員による評価は、複数の基礎法学及び実定法学の教員により、ファシリテーターも参加してチームを作り、授業参観により授業の進め方を評価するとともに、学生の解答あるいは提出物とそれに対する教員のコメントや添削指導の適切性と学生の能力向上の度合いとをチェックし、チームのイントラネット上にその評価を無記名あるいは記名で報告する。また、実定法の教員は、その授業で学生がこの授業で学んだことを活かしているかの観点からも評価し、報告する。

4. 改善モデルの授業運営上の問題及び課題

- ① 事例問題の作成をサポートするスタッフ、協力者、予習と復習をきめ細かく指導をするためのファシリテーターを大学のガバナンスとして用意する必要がある。
- ② 基礎法と実定法間など、教員間における授業の連携制度が大学のガバナンスとして必要である。

法学教育における教育改善モデル【2】

上記到達目標の内、「法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見出し、その理由を説明できる」を実現するための教育改善モデルを提案する。

1. 到達度として学生が身につける能力

- ① 法的に解決すべき事例問題を分析し、事実の概要を整理して示すことができる。
 - ・代表的な教室事例を含め、主要な大審院、最高裁の判例に出てくる事例に対して、事実の概要を図示し、順序よく説明するとともに、当事者（原告と被告）の主張の対立点をまとめることができる（事案の理解と表現の能力）。
- ② 法律、判例、学説などを調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができる。
 - ・裁判所でそのルールがどのように適用されてきたか、なぜにそれを適用してそのような問題解決がなされたかなどについて理解し、説明できる（条文の検索・適用・演繹的説明の能力）。また、事例に適用された判例のルールを一般化して、条文を補完または変更する形式で表現できる（帰納的推論と一般化の能力）。
- ③ 法ルールを事例問題の事実関係に適用し、法の解釈を行い、妥当な結論を導き出すことができる。
 - ・その事例の事実に対して具体的に妥当な（利益衡量を伴う）解決をもたらすばかりでなく、その適用する事例ルールを一般化して他の同種の事例にも適用できることを検証することができる。

2. 改善モデルの授業デザイン

2.1 授業のねらい

従来の授業は、講義において教員が学生に法的知識を一方的に供与することを中心とし、事例問題解決も修得した知識の応用として位置付けられてきたが、学生はその知識を学ぶ意味も理解できないうちに知識の記憶が強要され、新しい問題に直面した際に、その問題を自力で解く能力を身につけさせることが困難であった。

ここで提案する授業は、対話形式で、事例問題解決を行いながら知識の実践的意味を獲得させ、事例問題の事実を法の適用の観点から分析・整理させ、適用可能な法ルールを見つけ出す能力を開発し、IRAC[#]をベースとした法的思考方法のグループでの学び合いやプレゼンテーションを行うことによって、具体的な問題解決に一般法と類型論がどのように組み合わせられているかを学生に理解させ、妥当な問題解決能力を身につけさせるようにする。

2.2 授業の仕組み

この授業は、2～3年次の学生を対象に、大教室での民法の講義を想定している。新しい問題に対する解決能力を養成するためには、予習が最も重視されるべきであり、授業前の予習段階においても学生間で質疑応答を行えるよう、ネット上に学びの場を設定しておく。さらに、学生の理解度を自己申告表などで検証し、それに応じた指導を行う。そのためのプラットフォームを用意しておく。学修の過程で学生個人または

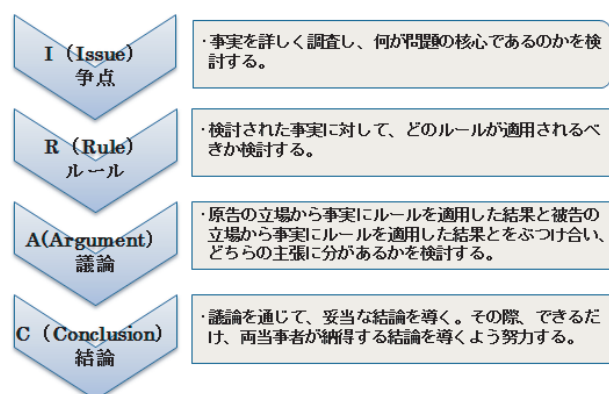


図1 法的思考の仕組み — IRAC

グループによるプレゼンテーションを行い、それを通じて I R A C による法的思考力の達成度を確認する（図 1）。

I R A C とは、Issue、Rules、Argument、Conclusion の略称で、次のような法的思考の枠組みである。I（Issue）事例で争われている点は何かを確定する。R（Rules）その問題を解決するルールは何かを確定する。A（Argument）ルールを事案に適用して論証する。また、原告の主張と被告の主張とを戦わせ、どちらが説得的か議論を重ねる。C（Conclusion）ルールを適用した（議論した）結果として、具体的に妥当と思われる結論を導く。

2.3 授業に ICT を活用したシナリオ

以下に授業シナリオの一例を紹介する。

- ① 民法の各分野について、学生の興味を引く事例問題を適切に配置し、その事例を解くために必要な基本的な知識をネット上に予め掲載しておく。法的推論方法については、教育改善モデル【1】の成果を活用する。
- ② 知識が十分獲得できていない学生に対しては、学修支援システム*上のサイトにおいて、学生の能力に応じた補習のための e ラーニングのコースを用意する。
- ③ 課題を提示し、関連する事例について、学生個人、グループで問題解決に取り組み、解決案を作成させる。
- ④ グループでの学び合いを通じて、学修支援システム上でディスカッションを行わせ、グループで課題別に学修成果を中間的にまとめ発表させる。その際には、議論の模様をトゥールミン図式で表現するようにすると、議論が拡散することなく、核心に迫ることができる（図 2）。
- ⑤ 他のグループの成果を相互に評価・論評し、学修支援システム上などで参考にしながら学修成果を省察させる。
- ⑥ 学修支援システム上で他の教員、実務者、専門家などから外部評価を受け、それを参照して問題解決案を客観的に点検し、振り返りを行わせる。それを踏まえて、さらに発展的な学修を行わせる。

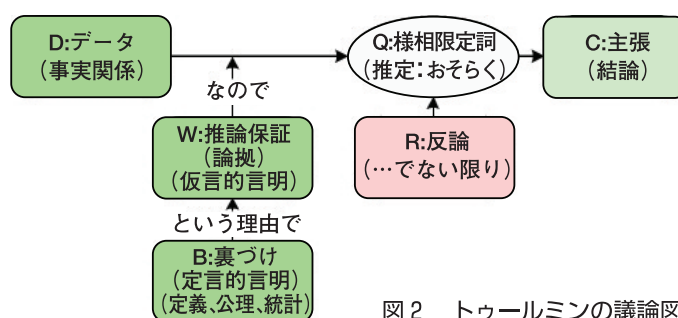


図 2 トールミンの議論図

2.4 授業に ICT を活用した学修内容・方法

以下に学修内容・方法の一例を紹介する。

- ① わかりやすく、説得的な問題解決案の作成とプレゼンテーションを実行できるようにするために、基本判例集の個々の判例に当たりながら自らの学修の成果を I R A C で表現できるように予習と復習とを重ね、判例ノートを作成させる。
- ② 教科書を読んで理解するのではなく、教科書に出てくる事例や判例について、基本判例集の該当箇所をみつけ、事実の概要、判旨（法ルール、理由及び結論）ならびに解説を熟読し、それらの項目について自らの判例ノートを作成するとともに、それを学修支援システムに掲載させる。
- ③ 学修内容は、①該当判例の事実の概要の図示、②判旨と条文の適用プロセスの整理、③その判決と従来の学説・先例との関係を明らかにするという三段階の作業を積み重ねさせる。
- ④ 個々の判例学修において、I R A C に従ったまとめをする習慣をつけ、I R A C に基づいて、問題解決案を作成する能力を身につけさせる。
- ⑤ プレゼンテーションでは、二つのチームに同じ事例を検討するようにさせる。同じ事例について両チームで議論を戦わせる「ミニ模擬裁判形式」の授業展開を行う。

2.5 授業にICTを活用して期待される効果

- ① ICTを活用することによって予習及び復習を効果的に行うことができる。
- ② 対面やネット上のIRACによる問題解決の取り組みを通じて、事実のうちで何が重要な要素かを判断する能力を養うことで、条文の意味に関する基本的な理解が飛躍的に向上する。
- ③ 学修支援システム上に学生各グループの事案及び判例の分析結果を表示させることにより、短い時間で多くの学生のプレゼンテーションや議論が可能になる。
- ④ プレゼンテーションの結果を後の学修で参考にとともに、他の教員、実務者、専門家などから外部評価を受けることが容易になる。

2.6 授業にICTを活用した学修環境

- ① 授業中や授業時間外で、グループで学修するためのシステムが必要である。
- ② 予習及び復習をするためのeラーニングコースが必要である。
- ③ 到達度確認のために、学生の自己評価を容易に実現できる学修ポートフォリオ*が必要である。
- ④ 上級学年生をはじめ担当教員が、ネット上で学生を指導するシステムが必要である。

3. 改善モデルの授業の点検・評価・改善

この授業では、予習の重要性に鑑み、教員は事前に授業の予習に適した事例問題を解かせて、学生が学修内容を理解しているかどうかを点検・評価する。さらに、授業の終了前に時間を学生に与えて、疑問点、感想、要望を書かせて回収し、ファシリテーターと協力して授業の効果と問題点を検討する。その上で、学修支援システム上での他の教員、実務者、専門家などからの外部評価をもとに、相互に意見交換する。以上の過程を授業の点検・評価・改善に役立てる。

4. 改善モデルの授業運営上の問題及び課題

- ① 学生が積極的に自立的に学ぶ姿勢を身につけさせるための学生サポートセンターなどを設置する必要がある。
- ② 実定法と基礎法など、複数の法領域の教員間の授業連携制度が大学のガバナンスとして必要である。
- ③ 学生が自発的に予習に集中できるような、また、予習の効果を評価できるような十分な機会と時間を学生に与える制度が必要である。
- ④ 従来のように教員だけが授業時間を使うのではなく、時間の許す範囲で、学生が予習した成果を学生及び教員に披露する時間を授業時間中に確保することが必要である。

法学教育における教育改善モデル【3】

上記到達目標の内、「法の基礎にある原理を理解して、広い視野から、法を分析的に見ることができる。また、法的知識を活用して、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案して説明することができる」を実現するための教育改善モデルを提案する。

1. 到達度として学生が身につける能力

- ① 基礎法・法学関連科目のいずれか一科目以上の基礎知識を理解し説明できる。
- ② 具体的な問題について、①の知識を応用して分析的に考察し、意見を述べることができる。
- ③ 個人、家庭または地域社会ならびに企業、団体または政府機関などにおいて起こりうる法的紛争を回避するためのプランを立案して説明することができる。
- ④ 生活や社会をさらに発展させるために法律知識を活用した計画案を作成できる。

2. 改善モデルの授業デザイン

2.1 授業のねらい

講義中心の学修では、知識として情報を得ることにとどまり、法的三段論法、抽象的な法源とその解釈、具体的事案への適用といった法的思考を理解し、具体的な意見をまとめる力を身につけることは容易ではない。

ここで提案する授業は、学生間、学生・教員間の相互討論を行うことを通じて、様々な発言を目にし、その説得力・論証力から、自分と他人の法的論証の仕方を比較することで、創発的に法政策的議論を深め、法政策的思考能力を身につけさせることを目指す。

2.2 授業の仕組み

この授業は、個人、家庭または地域社会ならびに企業、団体または政府機関などにおいて起こりうる法的紛争を回避するためのプランを立案して説明できることを到達度評価の基準として考え、4年間を通した教育計画の中で学生の主体性と自発性を生かし、相互討論の中で法政策的思考と表現の能力を高めていくものである。このために電子会議室を設け、学生に発題させ、学生間の議論を行い、議論を通じて学生の主体性を発揮させ、相互補完性を実現し、相互批判を通じて、学生自ら法政策的な考え方と表現の仕方を修得することを目指す。

2.3 授業にICTを活用したシナリオ

以下に授業シナリオの一例を紹介する。

- ① 問題状況を分析するための視点、原理、方法などを学修する。
- ② 学修した分析の視点や方法を適用して問題状況を分析させ、それに基づいて問題状況の解決のための施策案を考えさせる。
- ③ 施策案の妥当性を検証し、電子会議室やフィールドワークを通じて意見交換することで施策案を改定し、最終案を作成する。
- ④ 最終の施策案を電子会議室で教員及び他の学生に公開し、学生間で議論して相互批評を行う。
- ⑤ 議論の展開に応じて教員やファシリテーターが論点を整理、指摘し、議論を深めるとともに、共通認識や基本的視点の確立、問題状況の分析を支援する。
- ⑥ 優れた提案については、社会に公表し、社会の意見を聞くことで振り返りを行う。

2.4 授業にICTを活用した学修内容・方法

以下に学修内容・方法の一例を紹介する（図1）。

- ① 授業では、学生の主体性と自発性を生かし、相互討論の中で法政策的思考と表現の能力を高めていくため、電子会議室を設けて、教員のみでなく学生にも発題させ、学生間の議論を行い、議論を通じて学生の主体性を発揮させ、相互補完性を実現し、相互批判を通じて、法政策的な考え方との仕方を修得させる。
- ② 建設的な議論の仕方とルールを学修させ、議論の展開過程で適切な示唆を与える。
- ③ 社会における問題として例えば、郵貯民営化、行財政改革、天下り、公務員改革、利権構造、国債、特別会計など時事問題を学生に考えさせる。
- ④ 問題を学生間で議論させ、一通りの議論が収束した後に、上の例であれば、財政投融资、財政機関債を軸に、これらすべてが関連していることを指摘し、参加者にさらなる議論を求める。
- ⑤ さらに、情報公開法の立法過程の資料を提示し、行政改革と特殊法人・公益法人の問題などの基本的視点の理解と問題状況の分析を行わせる。
- ⑥ 以上に基づいて、参加者から様々な解決のための提案を行わせ、それぞれの提案の妥当性をさらなる議論を通じて洗練させる。

- ⑦ 議論の展開に応じて教員やファシリテーターが論点整理や基本的視点の確立、問題状況の分析を支援する。
- ⑧ 議論が進んだものは、施策の要綱と理由に分け、前者はできるだけ法律的に、後者は一般の人でも分かるように要綱の項目ごとの提案理由としてまとめさせ、優れた提案については、社会に公表し、社会の意見を聞くことで振り返りを行う。



図1 電子会議室上での議論の実例

2.5 授業にICTを活用して期待される効果

- ① 教員が一方的に知識を伝えるのではなく、学生間での電子会議室による質疑応答や議論を通じて、教員・学生及び学生間で相互に刺激し合いながら主体的に学び、力をつけることができる。
- ② 議論を通じてお互いの理解を補い合うことができ、書き込みが記録として残るため、参加者全員がその議論を読むことによって多様な考え方を学ぶことができる。
- ③ ある問題に関して詳しい学生、こだわって調べ詳しく論じる学生、職業経験に基づく社会人学生の発言などを通じて、学生だけでなく教員にとっても学びが深まる。

2.6 授業にICTを活用した学修環境（図2）

- ① 情報提供のためのWebサイトが必要である。
- ② 文字、音声、映像などで教員・学生及び社会の専門家が議論できる電子会議室が必要である。この電子会議室には、主張の根拠となる資料を添付できる機能が必要である。
- ③ 就職活動などで大学に来ることのできない学生に対応するため、また学修の深化を図るため、講義を動画配信することができる機能が必要である。
- ④ 電子会議室上の論争を効果的に活用するために、学生の論争の評価を教員及び学生が入力し、集計できる機能が必要である。



図2 電子会議室上での資料配布の実例（動画）

3. 改善モデルの授業の点検・評価・改善

この授業の点検・評価は、オンライン会議室の双方向性を利用し、オフィスアワーの部屋を設けることにより、随時学生の意見・評価を受け付け、教員は適宜これに対応して授業を改善する。改善結果は学生に報告し、学生のさらなる意見を求める。教員による評価は、他大学教員や専門家などの外部コメンテーターや大学間コンソーシアムとの意見交換を通じて、教員・学生の視点の相対化を図ることにより、より高度な授業運営とカリキュラムの改善を目指す。

4. 改善モデルの授業運営上の問題及び課題

- ① ネット上の電子会議室を利用するため、ICTに習熟していない学生をサポートする体制を大学として整備することが前提となる。
- ② 電子会議室を利用するための、コミュニケーションについてルール化しておくとともに、可能な限りファシリテーターによりルールに従って適切に議論されているかをチェックする必要がある。
- ③ 授業の十分な環境整備のために、上級学年生による学修支援を図るためのファシリテーターを大学ガバナンスとして構築しておく必要がある。
- ④ ライセンス問題が生じないオープンソフトを使うことにより、外部の専門家などの参加、他大学との連携を可能にする必要がある。
- ⑤ 学修成果の社会への公表にあたっては、大学として個人情報の保護に万全を期す必要がある。

第3節 改善モデルに必要な教育力、FD※活動と課題

【1】法学教員に期待される専門性

- ① バランスのとれた正義感を持ち、法による平等、公共の福祉及び平和の実現に貢献する使命感を有していること。
- ② 実定法の原理とルールに精通し、それらを駆使して未知の問題を解決できること。
- ③ 日本及び国際社会の動向と問題点を把握し、広い視野から法的施策を提案できること。

- ④ 議論などを通して法的な問題を分析し、その結果を説得的に表現できる能力を育成できること。
- ⑤ 教育方法を工夫し、ＩＣＴなどの技術を適切に利用して、効果的な教育ができること。

【２】教育改善モデルに求められる教育力

- ① 法及び法的推論の構造を理解していること。
- ② 他の教員及び実務家と協働して新たな教育方法とそれに適した教材を開発し、これらを用いた教育を行えること。
- ③ 学生のモチベーションを高め、主体的に問題解決に向かわせることができること。
- ④ 学修成果のプレゼンテーションや議論の積極化などを通じて、学生自らが知の獲得に向けて自己の能力を活用できるようにすること。
- ⑤ 他の専門家の参加や現場への訪問など、授業の中に社会との接点を設けることにより、社会の実際に対応した授業を効果的に展開できること。
- ⑥ 学生の能力に応じて、事例問題などの適切な課題を作れること。
- ⑦ 学生自身に到達度を把握させ、主体的に学修を組み立てさせることにより、学生が自己の到達度に応じた主体的な学修を行えるように指導できること。
- ⑧ 開かれた学びの場を設けることにより、学生が社会問題を法学的に捉え、自らの問題として法政策的解決の手法を考え出し、その提案を行えるようにすること。
- ⑨ ＩＣＴで何ができるかを理解し、授業に必要な支援を関係者に要望できること。

【３】教育力を高めるためのＦＤ活動と大学としての課題

（１）ＦＤ活動

- ① ＦＤ会議を定期的に行い、教育方法改善のための方策やスケジュールを検討し、組織的に実行していく必要がある。
- ② 教育事例の研究報告会に積極的に参加し、教員同士が教え合い、学び合うことが必要である。
- ③ オンライン会議や授業における学生との質疑応答、学生によるプレゼンテーションなどから教員自身が学ぶ必要がある。
- ④ 授業参観を必ず行い、授業への批判と助言を通じて授業改善に資するとともに、他者の授業から学ぶ必要がある。
- ⑤ 学際的なワークショップに参加し、広い視野からの助言や批判を受けることで、自己の法学的な思考の適切性を検証し、総合的な思考力を養う必要がある。
- ⑥ 国際学会に積極的に参加し、研究成果を発表することで世界に通じる研究・教育者となる必要がある。
- ⑦ 学修ポートフォリオの作成方法と到達度水準の策定を教員間で連携しつつ行う必要がある。

（２）大学としての課題

- ① ＩＣＴを用いた学内外での教育方法の研究会の立ち上げや参加などに、大学としての支援が必要である。
- ② ＦＤの基盤情報として、授業の録画、教材コンテンツ、ネット上のディスカッションなどをアーカイブする必要がある。
- ③ 学修ポートフォリオを通じて学生の到達度を申告させ、到達度に達していない場合にこれに対応する仕組みが必要である。
- ④ 大学を超えた教員連携で問題意識を共有化し、多数の教員の教育方法、教材、評価方法・基準などをデータベース化していくことが必要である。
- ⑤ 国際学会への積極的な参加を可能にする大学としての取り組みが必要である。

歯学分野

第1節 歯学教育における教育改善モデルの考察

21世紀に入り、国民の口は益々健康になってきている。平成23年の歯科疾患実態調査によれば、12歳児のむし歯は1.3本にまで減少し、過去6年間の間に80歳の人々の歯は10本から14本と4本も多く残るようになってきている。口の健康増進傾向は今後も加速されるものと予測される。他方、健康寿命を延ばすために口の健康を保つことが喧伝され、「次期の国民健康づくり運動（健康日本21）」で、10年後の健康目標が設定されるなど、国民の健康増進運動が広がりを見せてきている。これを受けて、この歯科疾患構造の変化に対応した法律「歯科口腔保健の推進に関する法律」が昨年施行され、また、現在27の県で「口腔保健条例」が制定されるなど、国民が歯科健診を定期的に受けることを国・地域などが勧めるようになってきている。

歯科医学教育では、このような歯科疾患構造や社会構造の変化に対応した歯科医師を育成することが望まれるが、現状においては歯科疾患に対応した医療技術偏重となっており、健康増進や予防の知識を保持し、実践できる新たな歯科医学体系に基づいた変革が求められている。

これからの歯科医師養成には、全身の健康と口の健康との関わり的重要性から医学に加えて、看護学、保健行動学、医療社会学、医療経済学、医療倫理学、栄養学、薬学、体育学などとの連携が必要となる。さらに患者とのコミュニケーションの強化、地域・国・地球レベルでの口腔疾患予防の管理・推進、最新のサイエンスから得られたエビデンスの歯科医療現場への導入が欠かせない。

このような背景から、歯学教育モデル・コア・カリキュラム「B-3-2）口腔疾患の予防と健康管理を理解する」を実現するための教育改善モデルの構築を試みた。その際に考慮したのは、口腔疾患の予防が人間の健康創造に重要であることを認識し、個人及び集団、地域及び地球規模で口腔の健康を考える態度を身につけるとともに、口の健康に対する要求や社会の変化に対応できることを目指した。

そこで、以下のような視点で教育改善モデルを考察した。

歯科疾患予防指向の動機づけ、歯科疾患予防の基本的知識、う蝕・歯周疾患・口腔ガンなどの包括的予防、歯科疾患の年齢特性に配慮したライフステージ別対応、口腔と全身疾患の共通リスク因子評価、口腔健康増進の考え方、行動科学を取り入れた地域ベースの口腔保健と保健指導などである。

第2節 歯学教育における教育改善モデル

歯学教育における教育改善モデル

歯学教育モデル・コア・カリキュラム「B-3-2）口腔疾患の予防と健康管理を理解する」を実現するための教育改善モデルを提案する。

【到達目標】（歯学教育モデル・コア・カリキュラムの一般目標。・印は本協会で作成）

口腔疾患の予防と健康管理を理解する。

- ・口腔疾患予防が人間の健康に重要であることを認識し、個人及び集団、地域及び地球規模で口腔の健康を考える態度を身につけることができる。

1. 到達度として学生が身につける能力（歯学教育モデル・コア・カリキュラムの到達目標。・印は本協会で作成）

- ① 主な口腔疾患（う蝕、歯周疾患、不正咬合）の予防を説明できる。

[生活習慣病の改善指導を含む。]

- ・生涯を通じた口腔疾患予防の必要性やすべての歯科医療への予防的治療の意識が持てる。

- ② う蝕予防におけるフッ化物の応用方法を説明できる。
 [予防填塞とプラークコントロールを含む。]
- ③ ライフステージにおける予防を説明できる。
- 口腔保健を全身の健康の中でとらえることができ、口腔及び全身の共通健康評価、疾患リスク評価及びライフスタイル診断ができる（図1）。
- ④ 集団レベルの予防と健康管理（地域歯科保健、学校歯科保健、産業歯科保健）を説明できる。
- 個人と集団、地域と地球レベルで口腔疾患予防が考えられる態度を身につける。
- ⑤ 口腔ケアの意義と効果を説明できる。

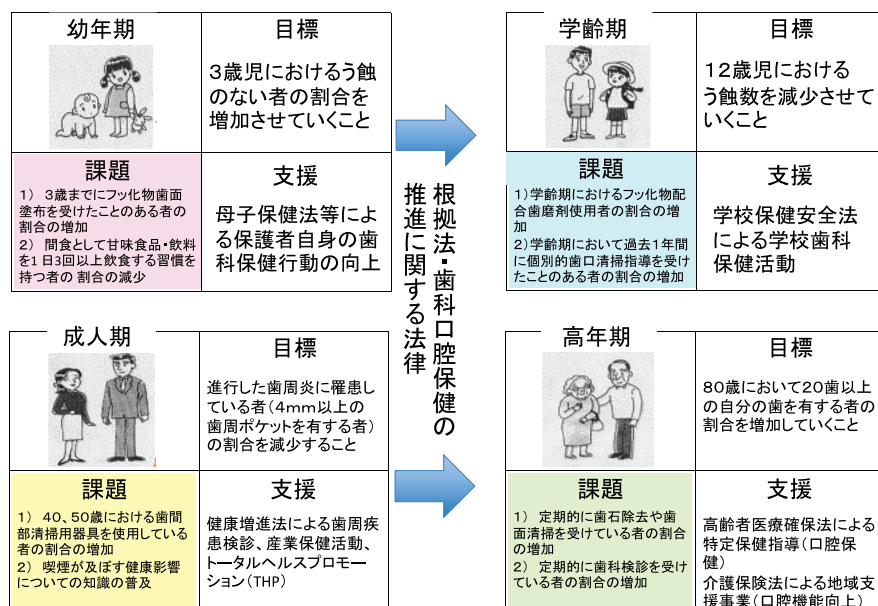


図1 ライフステージにおける予防の説明・イメージ

2. 改善モデルの授業デザイン

2.1 授業のねらい

口腔保健が改善され、予防を中心とした歯科医療と歯科医学教育が望まれているが、学生の興味は歯科医療技術の修得に向けられており、予防的態度・技術の教育が困難を極めている。

ここで提案する授業は、保健指導の観点から口腔疾患予防に関わる総合的な問題解決能力を身につけ、全身の健康を維持する上で予防が重要であることを実感させることを目指す。

2.2 授業の仕組み

この授業は、特定の年次をイメージしたものではなく、初年次から臨床教育までの段階において保健・医療・福祉・栄養などの分野との連携を通じて学生が対面とネット上でPBL型学修*を行う。また、多面的な視

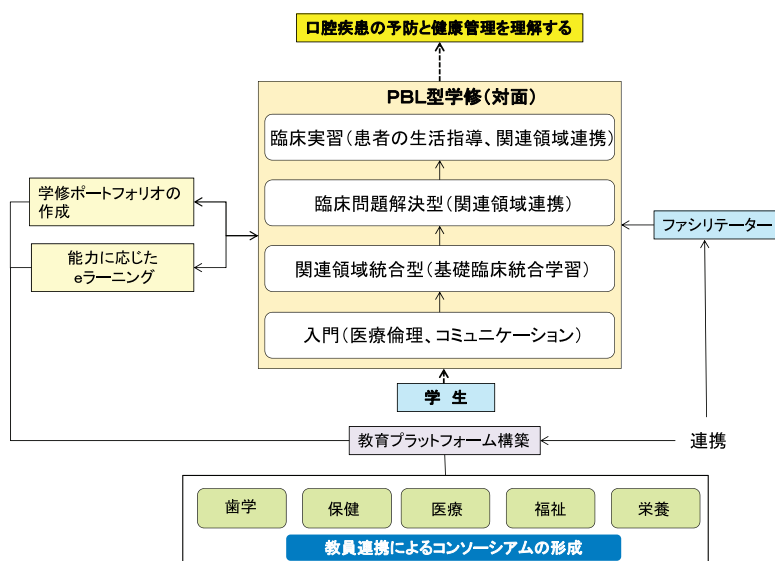


図2 授業の仕組みのイメージ

点から口腔疾患の予防に取り組めるようにコンソーシアムを形成し、教員連携による授業のプラットフォーム*を構築する。その際、ファシリテーター*が学びを支援し、学修の自己点検を学修ポートフォリオ*で行う。(図2)

到達度は、チームによるプロジェクト学修及び臨床実習における患者の生活指導を通じて評価する。

2.3 授業にICT*を活用したシナリオ

以下に授業シナリオの一例を紹介する。

- ① 口腔疾患予防を自分の実感として興味を持たせるために、高齢者の直接の声をICTなどを利用して視聴させることで動機づけ教育を行う。
- ② 口腔疾患に関する基礎知識が不足している場合は、学生の能力に応じたeラーニング*を行い、ファシリテーターが学びを支援する。
- ③ 口腔疾患の予防が全身の健康に重要であるという認識を持たせるため、現場情報や模擬患者を用いて口腔疾患と生活習慣病との関係について、医学分野の教員及び学生を交えて対面とネット上でPBL型学修を行う。

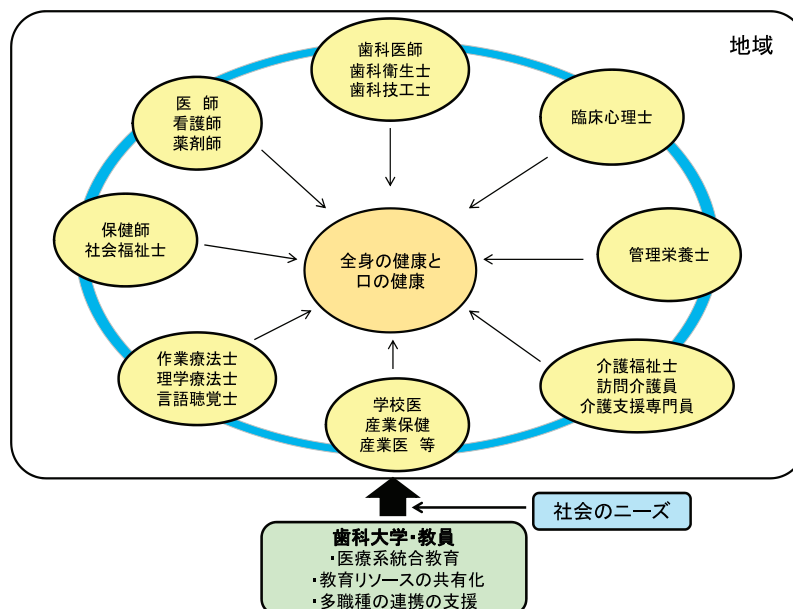


図3 歯科医療分野における多職種間の連携・協力

- ④ 口腔疾患の予防を地域・国レベルで推進できるよう、医療の分野を超えて多面的な観点から総合的な予防対策を考えさせるため、対面とネット上で他分野の教員や社会の専門家からの知見を収集し、意見交流させる(図3)。
- ⑤ 対面とネット上で学修成果を発表させ、相互評価することで学びの振り返りを行わせ、口腔疾患予防が健康に重要であることを認識させる。

2.4 授業にICTを活用した学修内容・方法

以下に学修内容・方法の一例を紹介する。

- ① 80歳で20本以上の歯を保有している人とすべての歯を失っている人に対して、自分の口腔及び全身の健康に対する満足感、不満、要望、これまでの生活と口腔の現状との関連などの対面インタビューや、Web上のビデオ視聴などで、予防がなぜ必要なのかを気付かせる。
- ② 日本及び各国のう蝕罹患状態をインターネットで検索させ(厚生労働省：口腔疾患実態調査報告、8020財団、WHO：Global Data Bank of Oral Disease、FDI)、口腔疾患予防が可能であることを理解させる。
- ③ 口腔疾患の年齢特性、生涯を通じた口腔疾患予防の必要性を理解させるため、口腔疾患別、年齢別の口腔疾患予防方法の情報を収集させ、コクラン・レビューの総説から予防方法のエビデンスを判断させる。
- ④ 口腔疾患のリスク因子が生活習慣病と共通していることを口腔内環境とライフスタイルで実際に評価させ、全身の健康と口腔の健康との関連について対面とネット上のPBL型学修を行い、

議論を通じて理解させる。

- ⑤ 口腔疾患予防を社会全体の取り組みとして考えられるようにするため、日本の「歯科口腔保健法」などの法律や歯科保健制度を厚生省ホームページの情報を踏まえてまとめさせる。その際、対面とネット上で他分野の教員や社会の専門家からの知見を収集し、多面的側面から口腔疾患の予防対策を考えさせる。

2.5 授業にICTを活用して期待される効果

- ① 対面とネット上で保健・医療・福祉・栄養などの分野との連携を通じて、口腔疾患予防が全身の健康を維持するのに重要であることを実感させることができる。
- ② 対面とネット上で他分野の教員や社会の専門家からの知見を収集することで、多面的な観点から総合的な口腔疾患の予防対策を考えさせることができる。

2.6 授業にICTを活用した学修環境

- ① 保健・医療・福祉・栄養などの分野との連携や他分野の教員、社会の専門家との連携に教育クラウドが必要である。
- ② ファシリテーターが学びを支援するための学修支援システム*が必要である。
- ③ 学修ポートフォリオシステムの構築が必要である。

3. 改善モデルの授業の点検・評価・改善

この授業の点検評価は、担当する教員が対面やネット上でのPBL型学修の達成度評価シート（図4）と学修ポートフォリオ、及び学生からの意見などをもとにネット上で他分野の教員と情報共有して行う。改善は、大学間コンソーシアムを通じて意見交流を行い、中立的な立場からの示唆を受け、カリキュラムの在り方や授業計画などについて見直しを行う。

I. 批判的思考による受けとめ	(評価の水準)
1. 教員が設定したシナリオから、問題を同定することができる。	優・良・可・不可
2. 問題を解決するための課題を明確にすることができる。	優・良・可・不可
3. 設定した課題に対する建設的な思考過程を示すことができる。	優・良・可・不可
4. 課題解決のための総合的な計画（手順、方法、スケジュール）を構築できる。	優・良・可・不可
II. 学修リソースの利用	
5. 関連のある知識データベースを効率よく利用できる。	優・良・可・不可
6. EBMの手法にのっとった医学情報の検索ができる。	優・良・可・不可
7. 新たな状況に対応して問題を解決し結論を導くことができる。	優・良・可・不可
III. グループでの協働作業	
8. グループセッションのため準備しまとめることができる。	優・良・可・不可
9. 考えや意見を同僚と共有することに熱心である。	優・良・可・不可
10. 画像、図表、テキストなどの情報をすべて共有することができる。	優・良・可・不可
IV. 態度及びコミュニケーションスキル	
11. 口頭での表現が明確で理解しやすい。	優・良・可・不可
12. 建設的なフィードバックを与えまた受けることができる。	優・良・可・不可
13. プレゼンテーションツールを効果的に使用することができる。	優・良・可・不可
14. 異なる意見を聞き、他人の意見に対して適切な対応ができる。	優・良・可・不可

図4 PBL学修達成度評価シート

4. 改善モデルの授業運営上の問題及び課題

- ① 予防が多岐に亘ることから、基礎及び臨床科目とのカリキュラム調整が必要である。
- ② 口腔疾患予防の知識、技術、態度の評価方法を大学ガバナンスの中で制度化しておく必要がある。
- ③ 保健・医療・福祉・栄養などの分野の教員、社会の専門家との連携の仕組みを大学として構築する必要がある。
- ④ 学びを支援するファシリテーターを大学ガバナンスで制度化する必要がある。

第3節 改善モデルに必要な教育力、FD※活動と課題

【1】歯学教員に期待される専門性

- ① 豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を有し、地球社会の観点に立った強い使命感を有していること。
- ② 他分野の多様な領域について、歯科医学との統合的な関連づけができること。
- ③ 歯科医学の世界の潮流を理解し、将来の歯科医療に対する新たな課題の発見、問題提起、科学的根拠に基づいた探究ができること。
- ④ 地域社会と歯科医療の連携をコーディネートし、公衆衛生の向上に寄与できること。
- ⑤ 歯科医学と歯科医療の意義を理解させ、学生に気付きを与え、主体的に取り組ませられること。
- ⑥ ICTなどの教育技法を駆使して、オープン型の教育を実践できること。

【2】教育改善モデルに求められる教育力

- ① モデル・コア・カリキュラムを基礎にして、歯科医学の進歩と社会の要請の変化に対応した最適なカリキュラムの作成に主体的に関与できること。
- ② 予防をベースとした歯科医療の重要性を認識して学修させられること。
- ③ 全身と口腔の健康を達成するために、保健・医療・福祉・栄養などの多職種と連携・協働して、チームティーチングが実践できること。
- ④ 学生の学修行動の観察あるいは学修成果のポートフォリオから、学生一人ひとりの学修上の問題点を抽出してフィードバックできること。
- ⑤ 知識、技能、態度に応じた到達度の適切な評価ができること。
- ⑥ ICTなどを活用して学生とのコミュニケーション、適切な教材作成、eラーニングができること。

【3】教育力を高めるためのFD活動と大学としての課題

（1）FD活動

- ① 教員間の連携のもとに、最適なカリキュラムを作成するためのオープンな活動を継続的に行う必要がある。
- ② 歯科医学の教育体系を振り返りできるよう、コンソーシアムなどの意見交流の場を積極的に設ける必要がある。
- ③ 多職種の担当教員間で意見交換を徹底し、評価方法や問題点の共有を図る必要がある。
- ④ 歯学教員に期待される専門性を振り返るための意見交流を定期的実施する必要がある。
- ⑤ 授業、実習指導、フィードバックの仕方について、マイクロティーチング*の手法を用いて定期的に振り返りの機会を持つ必要がある。

（2）大学としての課題

- ① FDの基盤情報として授業の録画、教材コンテンツ、ネット上のディスカッションなどをアーカイブする必要がある。
- ② 教育の充実と特色発揮のため、ソーシャルメディアの利活用の方針を決め、基盤整備を図る必要がある。
- ③ ICTを活用した教育手法を支援する組織と環境を大学として整備する必要がある。
- ④ 世界を視野に入れた教育の質保証を持続的に行う責任がある。